

# 議案参考資料

[令和8年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係(担当)]

税務課 資産税担当

## 議案名

報告第6号 専決処分(桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

## 趣旨・目的

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(以下「省令」という。)の一部改正に伴い、桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和8年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

## 概要

省令が改正されたことに伴い、課税の特例(※)の対象となる施設の取得期限を「令和8年3月31日」から「令和10年3月31日」に改めます。

※ 本条例において、対象資産に対して、最初に固定資産税を課税すべきこととなる年度以後3年度分について、不均一課税を行っています。

(施行期日：令和8年4月1日)

## 背景・経過

省令では、対象となる地方公共団体や施設等が定められていますが、今回、省令が改正されたことにより、その取得期限が2年延長となりました。